

佐世保市監査委員公表第15号

定期監査に係る措置について

定期監査の結果について措置を講じた旨の通知があったので、佐世保市監査委員監査基準第18条第1項の規定により、別紙のとおり公表します。

港湾部 分

令和6年4月24日

佐世保市監査委員 宮 崎 祐 輔  
佐世保市監査委員 赤 瀬 隆 彦  
佐世保市監査委員 井 上 友 子



6 港 管 第 4 3 号  
令和 6 年 4 月 1 8 日

佐世保市監査委員 宮 崎 祐 輔 様  
佐世保市監査委員 赤 瀬 隆 彦 様  
佐世保市監査委員 井 上 友 子 様

佐世保市長  
宮 島 大 典



監査結果に対する措置について（通知）

令和 6 年 3 月 2 1 日付、佐世保市監査委員報告第 3 1 号で提出された監査結果報告  
について、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

以 上

佐世保市監査事務局
令和 6 年 4 月 1 9 日
第 号

# 措置通知書

港湾部 クルーズ事業推進室

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 支出事務</p> <p>① 出張命令伺において、課長職以上の海外へ出張命令に関する事は、佐世保市事務処理規程第5条第19号で市長決裁事項と規定されているにもかかわらず、市長の命令を受けていないものがあった。</p>	<p>規程の認識はあったものの、出張命令伺の決裁時の確認が十分でなかったものです。</p> <p>当該出張命令伺については、令和6年2月14日に決裁を行いました。</p> <p>今回の指摘を受け、決裁事項について、規程を確認し適正に事務処理を行うよう令和6年3月25日に部内の各課・室内の朝礼において、課長及び室長から課・室内全職員に対し指導を行い、周知徹底しました。</p>